

四国中央市快適で美しいまちづくりの推進に関する条例（案）

目次

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止等（第7条 第13条）

第3章 空家等の適正管理等（第14条・第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、快適で美しいまちづくりを推進するため、市、市民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、公共の場所等におけるポイ捨てその他迷惑行為の防止に関し必要な事項を定めることにより、防災、衛生、景観等に配慮した快適な生活環境の保全を図り、もって協働によるあったかなまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 協働 四国中央市自治基本条例（平成19年四国中央市条例第32号）第2条第4号に規定する協働をいう。
- (4) 公共の場所等 道路、公園、広場、河川、海岸その他の屋外の公共の用に供する場所及び他人が所有し、占有し、又は管理している場所をいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器（栓及びふたを含む。）包装、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、食べ残し及び紙、プラスチック等のごみその他これらに類するものをいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (7) ポイ捨て 空き缶等を回収容器その他定められた場所（以下「回収容器等」という。）以外の場所に捨てることをいう。
- (8) 飼い犬のふんの放置 飼い犬が排せつしたふんを放置することをいう。
- (9) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、公共の場所等におけるポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止並びに空家等の適正管理に関して、快適で美しいまちづくりの推進に関する施策を実施するものとする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、その居住する地域における環境美化活動に積極的に参加する等快適なま

ちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民等は、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納する等美しいまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺において、ポイ捨ての防止に関して、環境美化活動その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第6条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、当該空家等を適正に管理し、近隣住民の快適な生活環境の保全に努めなければならない。

2 空家等の所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止等

(ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止)

第7条 市民等は、公共の場所等にポイ捨てをしてはならない。

2 飼い犬の所有者は、公共の場所等で飼い犬のふんの放置をしてはならない。

(重点区域の指定)

第8条 市長は、ポイ捨て又は飼い犬のふんの放置を特に防止する必要があると認める区域を重点区域に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、これを告示しなければならない。重点区域を変更するときも、また、同様とする。

(施策の重点実施)

第9条 市長は、前条第1項の重点区域において、ポイ捨て又は飼い犬のふんの放置の防止に係る規則で定める施策を重点的に実施するものとする。

(自動販売機の適正管理等)

第10条 自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。)を設置し、又は管理する事業者は、その場所に回収容器を設置するとともに、これを適正に管理するよう努めなければならない。

(調査、指導等)

第11条 市長は、第7条の規定に違反し、又は前条に規定する適正管理等の義務を怠っていると認められる場合は、これを調査し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第12条 市長は、第7条の規定に違反し、美観又は生活環境を著しく害していると認められる者に対し、相当の期限を付して、違反行為の是正その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(命令)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない

ときは、相当の期限を付して、違反行為の是正その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第3章 空家等の適正管理等

(空家等の適正管理)

第14条 空家等の所有者等は、法第3条の規定により、市民等の生活環境に深刻な影響を及ぼさないよう、常に当該空家等を適正に管理しなければならない。

(空家等に対する措置)

第15条 空き家等及び当該空家等の所有者等に対する措置は、法の例によりこれを行うものとする。

第4章 雑則

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 第11条から第13条までの規定は、この条例の施行の日以後になされた行為について適用する。